

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月2日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）		行政財産使用料の基準				行政財産使用料の基準			
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	使用料（単位 円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	使用料（単位 円）
土地	(略)	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	外径が 0.15メー トル未満 のもの	88	27	(略)	新 潟 市 部	79	28
				110	37			(略)	新潟市以 外の市部
土地	(略)	外径が 0.15メー トル未満 のもの	外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	230	74	(略)	新 潟 市 部	210	75
				590	180			(略)	新潟市以 外の市部
土地	(略)	外径が 0.15メー トル未満 のもの	外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	250	100	(略)	新 潟 市 部	49	240

1メートル未満のもの	1,100	500	370	(略)	新潟市部	新潟市以外 の市部	840	町 村 部	620
1メートル未満のもの	1,000	490	380	(略)	新潟市部	新潟市以外 の市部	810	町 村 部	630
(略)									
備考 (略)									

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料については、なお従前の例による。

